

小松町人共、同所侍中或は足輕共侍中之家來之名判之送りを添、金澤侍中に附届申候。先年与違、毎日數十駄之儀に而、馬數致不足候へば、人足持に爲致候へ共、中々其日に差肩申儀難仕候故、時節により宿方に而一夜も留申儀も御座候。毎日過分之儀、傳馬指支、人足等も指出、以之外難儀仕候。然處炭目不足有之旨に而、馬かたは勿論、馬肝煎迄度々其屋敷へ呼寄、彼是及僉議申に付、馬肝煎は宿役も差支、馬かたは馬借指支申候。炭之儀は外之荷物与違、宿々に而附下し仕儀故くだけ、薄儀より披落申に付、四五百目位之儀は目立不申故、宿々繼來申儀御座候。侍中身上不相應過分に傳馬に而炭爲附、商荷致減少、宿方難儀仕之上、又候哉少々目不足有之候へば、毎度馬肝煎馬かた等呼寄、彌及難儀申候。向後侍中へ附寄申炭には、急度幸領指添不申候者、馬有合次第爲附届、尤目不足有之、馬肝煎等呼來候共、罷越申間敷旨申付置候。

一、金澤より京都中使所荷物往來六度、先年より一度に本荷二駄、輕尻馬壹疋宛出申候處、近年は一度に五・六駄或は十駄程宛差通申候。且又菜種屋・太物屋問屋等より爲登銀

之荷物に、侍中之指札に而傳馬に致し罷通候由御座候。依之先年より有來候爲登銀之荷物、近年登駄も無之、其上傳馬に御定の貫目より以之外重荷附出し、馬持共殊の外致迷惑候間、中使荷物等向後重荷附出申、爲登銀に侍中之差札不仕様、急度被仰渡可被下候。此上重荷或は爲登銀、侍中の指札仕罷通候ば、傳馬に而は附通不申様申渡置候。

一、能州・越中より、鹽師・鹽鯉等侍中へ取寄申候處、身上柄よりは過分之駄數差寄申人々も有之候。ケ儀之儀馬借ども及難儀申候。是等之品も先年与は違ひ、近年過分に成申候。向後侍中取寄申儀に候はゞ、急度幸領指添候様仕度候。無左、藏宿等より指札迄に而附越申分は、商荷駄賃爲請取可申候。幸領にも、町人或は紛敷疑數物は、おろし置及斷候様申渡、末々とくと爲承合附届可申候。

一、能美郡・石川郡山方に而出來之たばこ、鶴來村等より附越候儀も、右同様御座候。此外右に准じ申品々有之、疑數荷物之分、是又宿々に指置及斷候様申渡置候。以上。

庚午二月晦

岡田一平太

永原半左衛門

前田對馬守様

右は寛永三年加州郡奉行よりの言上書也。傳馬着出しの荷物、此の頃に至りては甚だ猥に相成り、夫れが爲めに馬借難儀に及び、追々減少せし事の情實を書載せたる故に、甚だ冗長の書面なりといへども、舊藩の爲勸考載之。

○傳馬馬子傳語

咄隨筆に云ふ。傳馬町馬賃何某が内に六兵衛といふ馬子は、大力にて、馬に米負はせて米問屋杯へおろす時は、一俵の米を片手にて見世へ投込むやう成る者にて有りしとかや。元祿年中冬鶴來よりほえを馬に負はせて、其身は菅笠の下はほうかぶり、兩手ながら懐に入れ、馬の口繩をば帯にはさみ、肩で風切つて來る。折ふし三十歳許の侍、羽織たち付着たるが、ふとさしの足袋に足駄はき、傘を持ちて行違ひさまに、ほえにて傘損じけり。侍立歸りしかりければ、六兵衛が馬にかまうて貰ひますまいというて、より向きもせず身を振つて行く。侍傘をすぼめ、傘にて六兵衛が菅笠の上をした、か打ちて笠を打おとす。六兵衛己が非道を忘れ、大きに腹を立て、おれがあたまをたゝいたな。い

で物見せんと、腕まくりして飛んで懸るを、其儘引請け、目より高く指上げて、町屋の切石の上へしたゝかに投げつける。六兵衛起上り、大きに怒り、おのれ投げたか、猶以て堪忍せぬとて、大はだぬぎ飛懸らんとする時、町人共折合ひて、先づ六兵衛をとめけるが、あなたへおし付け、堪忍せぬともみ合ふ。侍は初めより足駄はきながら、向うの見世際に立ちて、各、おかまひなさるな。あいつやう成る者めを此の世に生かして置くは、人のじやまに成る。刀、脇差もいらばこそ、ふみ殺してとらせんと、中々さはぐけしきもなく、おししづまりたる跡、見る人肝をけす。かくては行末如何と、近所の肝煎與合頭、其の外名有る町人共袴を着し罷出で、申わけをなしければ、此上はとて歸られしは猶奥深し。此侍は越前浪人にて、居合太刀・和儀等の名に成りしが、萩原重藏盛んの時節ゆゑに、武藝を隠して奉公望みの人にて有りしとかや。田中傳右衛門其頃寺町邊に宿ありしゆゑに、行違うて此芝居を見たりと語る。強ちに遠弱を凌ぐ者は勇に非ず。人の窮するに乗するものは仁に非ず。家を滅し嗣を絶つ者は孝ならず。勤くに令名なき